

信州・御代田龍神まつり「一般飲食店」出店要領

令和 7 年（2025 年）

信州・御代田龍神まつり実行委員会

信州・御代田龍神まつり（以下「まつり」という）の一般飲食店出店に関する取扱いは、この要領に定めるもののほか、別に定める。

1 出店規定

- （１）出店者は、まつりにおいて飲食物を提供する形態の出店を希望し、原則として出店にかかる設備（テント等）を自身で用意できる者とする。
- （２）出店する区画については、幅 4 m・奥行 3 mとし、1 出店者当たり 1 区画までとする。なお、区画の割り振り及び位置については、まつり実行委員会が指定する。
- （３）出店者は、商品等の保管・販売に際しては、指定された区画からはみ出さないこと。
- （４）まつり出店に当たっては、次のア及びイなどに基づき、予め佐久保健所から出店に必要な許可を得ること（詳細は、出店者が佐久保健所に直接確認すること）。
 - ア 1 つのテントで 1 項目の商品を販売し、調理をする場合
→ 露店営業許可の取得が必要（申請手数料がかかります）
 - イ 1 つのテントで多項目の商品を販売し、調理をする場合
→ 臨時営業許可の取得が必要（申請手数料がかかります）
- （５）届出事項
 - ア 飲食物の品目、数量、提供方法等については、佐久保健所の指示に従うこと。
 - イ 持ち帰り用のアルコール類を販売する場合は、予め佐久税務署へ届け出ること。
 - ウ 火器を使用する場合は、使用器具、目的を予めまつり実行委員会に届け出ること。
- （６）保健所から交付された「露店営業許可証」又は「臨時営業許可証」等、出店に必要な許可証の写しをまつり実行委員会へ提出すること。

2 設備

出店における設備について、下記の設備については、出店者から希望があれば、まつり実行委員会から有償にて出店者へ貸し出すものとする（出店料とは別途貸出料がかかります）。

①パイプテント（1．5 間× 2 間） 1 張 10,000 円（税込）

②長机（1．8 m×0．45 m） 1 台 1,500 円（税込）

③椅子 1 脚 500 円（税込）

※貸し出しを受けたテントは、まつり当日、出店者自身で設営してください。

3 電源

まつり実行委員会は、出店者の事前申込みにより 100 ボルト用電源を供給する。なお、使用できるコンセントの口数は別に定める。

4 ガス・水

出店者が用意すること。ただし、水に関しては、御代田駅前ロータリーの水道を使用することは可能とする。

5 ごみ及び清掃

- （1）出店者が排出したごみは、袋にまとめ、まつり実行委員会で指定したごみ集積所に出すことができる。
- （2）ラムネ瓶等、瓶類の容器による、飲食等の提供は禁止とする。
- （3）出店スペース付近については、出店者が清掃をすること。

6 車両による搬入出

- （1）車両による会場内への搬入時間は、10 時 30 分から 11 時 30 分までとする。
- （2）車両による会場内からの搬出時間は、22 時以降とする。
- （3）上記時間以外での車両による搬入出は認めないこととする。
- （4）出店者は、まつり実行委員会が交付する「通行許可証」を車両のフロントガラスの見える位置に掲示し、誘導者をつけて安全運転に務めること。
- （5）交通規制区域内を通行する場合は、10km/h 以下でハザードランプを点灯のうえ、走行すること。

7 出店場所

御代田駅前ロータリーでまつり実行委員会が指定した場所。

8 駐車場等

- （1）出店者自身で確保すること。22 時までは、会場内からの車両による搬出はできないものとする。
- （2）会場周辺道路や許可を得ていない民有地などへの駐車は絶対しないこと。

9 警備等

まつり実行委員会は、盗難等による責務は負わないものとする。

10 禁止事項、出店の取消・中止等

出店者が以下の事項に該当し、まつり実行委員会が不適当と認めるときは、まつり実行委員会は出店者に対し、出店の取り消し、出店の即時中止又は、翌年度以降の出店を認めないこととさせることができるものとする。なお、出店に要した費用等については、返還しない。

- (1) 大音量の音響機材等の使用、他の迷惑になるような販売方法
- (2) 出店に際しての名義貸し（申込者以外の出店）
- (3) 出店内容等が申込書に記載された内容と明らかに異なる場合
- (4) 出店に必要な許可を得るに当たり、不正が認められた場合
- (5) 出店に必要な許可が取り消された場合
- (6) 暴力団員及び暴力団関係者など反社会勢力による出店、又は出店への従事
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) まつりの公益性及び品位を損なう恐れのあるもの
- (9) その他、まつり実行委員会が禁止する事項

11 申込方法

まつり参加を希望する者が、まつり出店に必要な許可を取得したうえで、申請書に必要な書類を添付して、まつり実行委員会に申し込むこと。

なお、申込件数が多い場合は、抽選して出店者を決定する。

12 申込期限

まつり実行委員会が定める。

13 出店料

出店料は 15,000 円とする。

ただし、次の条件をすべて満たす場合、出店料を 10,000 円とする。

- ① 申込者が御代田町在住または事業所の所在地が御代田町であること。
- ② 又貸し等、第三者への委託をせずに、申込者が出店者となり、当日の出店業務等を行う場合。

まつり出店者は、まつり実行委員会が別途通知する期限までに出店料を指定口座へ振り込むものとする。また、出店料の納入にかかる手数料は、出店者が負担するものとする。

14 その他

- (1) まつり実行委員会が設置した喫煙所を除き、会場内は禁煙とする。
- (2) 出店者の行為及び安全配慮を怠ったことにより事故等が発生したときは、まつり実行委員会は、一切責任を負わないものとする。

- (3) まつり実行委員会は、荒天のほか特別な事象があるときは、まつりの中止又は時間短縮をすることがある。その際の販売物の売れ残り等による出店者の損害については、まつり実行委員会は、一切責任を負わないものとする。
- (4) この要領に定めのないこと、又は要領に該当しない出店等で疑義が生じた場合、出店者は、まつり実行委員会の指示・指導に従うこと。